

外国人政策及び 「移民問題」に関する政策提言

令和7年9月19日



代表 吉村洋文
共同代表 藤田文武



外国人政策及び「移民問題」に関する政策提言

目次

前文：政策思想と基本認識	3
第1部：国家戦略の確立—マクロの制度設計—	4
第1章：外国人比率を含む人口戦略の立案	4
第2章：外国人受入れを含む「人口政策」を統括する司令塔機能の強化	4
第3章：外国人政策担当大臣の新設	5
第2部：国家戦略に基づく外国人政策の整備—ミクロの問題対処—	6
第1章：違法行為への対応と制度基盤強化	6
(1) 出入国在留管理庁の人員体制強化と専門性向上	6
(2) 不法滞在者の確実な出国確保と強制送還体制の構築	6
(3) 偽装滞在・不法滞在・「移民ビジネス」への厳格な取締り強化	6
(4) 外国人犯罪対策と治安・法秩序の維持	7
(5) 難民等認定制度の厳格化と真の人道支援の強化	7
(6) 国籍取得審査の厳格化と帰化取消制度の創設	8
(7) 査証発給審査の厳格化と日本版 ESTA 早期導入	8
第2章：制度の誤用・濫用・悪用への対応	8
(1) 社会保険料未納・医療費未払いの実態調査ならびに厳格対応	8
(2) 帰国後も含めた不正給付防止のための追跡体制整備	9
(3) 医療費窓口負担未払い、生活保護制度適用及び高額療養費制度適用への厳格対応	9
(4) 給付金などの支給対象の厳格化	9
(5) 留学生への奨学金制度の適正化	10
(6) 外国人児童の教育機会確保と公教育制度の適正化	10
第3章：社会統合を重視した外国人の受入れ	11
(1) 外国人集住地域の適正化と地域コミュニティ支援	11
(2) 外国人の日本語能力及び日本社会への理解の促進	11
(3) 外国人労働者受入企業の責任明確化と罰則強化	12
(4) 外国人観光客に係る財源確保	12
第3部：国家安全保障の強化	13
第1章：外国人・外国資本による土地取得の厳格規制	13
第2章：防諜体制の抜本的強化	13
結び：総括と今後の展望	15

前文：政策思想と基本認識

日本政府は現在年間 30 万人規模で推移する外国人受入れについて、十分な国民的合意を形成する意思も、戦略的なビジョンもないまま、事実上の「移民国家」に向かって突き進んでいる。

2024 年に廃止が決まった技能実習制度の後継として 2027 年から施行予定の「育成就労制度」や特定技能制度の拡充は、制度を衣替えしたにすぎず、定住を見据えた実質的な移民政策でありながら、政府は未だに「移民政策ではない」と強弁し、正面から向き合うべき課題を曖昧にしている。

政府が事実上の移民政策を推進する背景には、我が国の生産年齢人口の急激な減少がある。これは、政府がこれまでに、農業、建設、介護、製造業など、人手不足に悩む業界からの要請があるたびに門戸を開いてきた事実からも明らかである。

しかし、このような国家全体でのグランドデザインを欠いたボトムアップ型の積み上げでは、地域社会のキャパシティを超える事態を招きかねない。仮に現在のペースで外国人の受入れを進めれば、2040 年代に外国人人口の比率が 10% を超えると想定され、日本社会の構成そのものを根本的に変えてしまう恐れがある。実際に、欧州の経験を見れば、外国人比率が 10% を超えると地域社会において様々な社会問題が顕在化し、緊張が高まることは明白である。

このような場当たりの対応の背景には、外国人政策が法務省や厚生労働省など多くの省庁に分散し、統一的な司令塔が不在であることが挙げられる。このたび「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置されたが、これが真の意味での統一的な司令塔として機能するかは今後の運営にかかっている。また、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を毎年改訂し、令和 8 年度までの「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定しているが、これらは現状追認的な施策の寄せ集めに過ぎない。これまで政府は、「人口の未来」を主体的にデザインすることを放棄していると言わざるを得なかったが、今こそ、その姿勢を転換すべき時である。

我が国では、既に深刻な外国人問題が顕在化している。外国人による不法滞在や偽装結婚などの違法行為、社会保険料未納や高額療養費制度悪用などの制度の誤用や濫用により、国民の不安と不満が高まっている。適切な制度も合意形成も不十分なままに外国人が集住した地域では、旧来の住民との間で軋轢が発生している。これらは、政府が適切な準備をせず、急激な社会変化を発生させた結末だと言える。

また、政府は多文化共生を掲げてきたが、外国人の急増に伴う社会的課題への対応としては十分ではないことが明らかになっている。外国人集住地域では日本社会との接点が少ないコミュニティが形成され、相互理解の不足から地域の分断が生じている。今後必要なのは、外国人が日本社会の一員として参加し、権利と責任を共有する社会統合の推進である。そのためには、日本語教育の充実、日本の法制度や社会規範への理解促進など、具体的な統合政策の構築が不可欠である。

さらに看過できないのは、こうした無秩序な外国人流入が我が国の安全保障に与える影響である。重要インフラ周辺や防衛施設近辺での集住、島嶼部や安全保障上重要な土地の外国資本による取得、外国人コミュニティを通じた情報流出のリスクなど、新たな脅威が顕在化している。また、社会の分断は有事における国民保護や危機管理体制の実効性を著しく低下させる。いま、人口構成の急激な変化は、国家の存立に関わる安全保障上の重大な課題ともなっている。

以上のような多岐にわたる問題に直面する中、日本維新の会は、排外主義でも場当たりの受入れでもない「戦略的外国人受入れ」の立場から、真に我が国の経済的、文化的成長に資する外国人の適切な受け入れを推進する一方で、労働人口対策としての安易な移民政策を抜本的に見直し、日本人と外国人がともに安心して暮らせる豊かな社会を実現するため、以下の対策を早急に検討・実施することを政府に提案する。具体的には、本提言書の内容を毎年改訂される総合的対応策に確実に反映させるとともに、令和 9 年度からの次期ロードマップにおいては、外国人比率の上限設定を含む戦略的な人口政策として位置づけ、抜本的な制度改革を盛り込むべきである。

第Ⅰ部：国家戦略の確立—マクロの制度設計—

第Ⅰ章：外国人比率を含む人口戦略の立案

人口減少に伴い外国人労働者の受入れニーズは増加する一方、このままミクロな現場の要求に答え続けているだけでは、地域社会における摩擦等の弊害を生じさせる恐れがある。ボトムアップの積上げではなく、我が国が想定する社会像としてどれだけの外国人、いわゆる「移民」とも表現できる人々を受け入れるのかを、トップダウンで定めなければならない。

まず、日本の総人口に占める外国人比率をどの水準に維持するかを明確にする必要がある。欧州などの先進事例や専門家の意見を踏まえると、外国人比率が一定を超えると社会問題が顕在化する例も見られることから、就労の形態や所得水準、日本語能力等も踏まえつつ、外国人比率を可能な限り低く抑えることを基本とし、どのような人材をどれだけ受け入れるのか、外国人比率の上昇抑制及び総量規制を前提に、外国人の受入れに関する数値目標や基本方針を早急に策定すべきである。特に、外国人比率の上限設定は社会的緊張や財政への長期的影響を見据えて不可欠であり、外国人受入れが日本社会に対する負のインパクトとならないよう、国民的合意の下で検討されるべきである。新設された「外国人との秩序ある共生社会推進室」においても、こうした人口戦略の観点からの検討を主要な任務として位置づけるよう提言する。

なお、外国人受入れの財政的影響について、専門家による生涯財政収支の試算では、留学後に就労する外国人、留学後に帰国する外国人、技能実習後に帰国する外国人のいずれのパターンにおいても、日本人の平均と比較して財政への純貢献度が低いことが示されている。このような定量的な分析を踏まえ、単なる労働力不足の解消という視点ではなく、財政的にも持続可能な外国人受入れ戦略を構築することが不可欠である。

第2章：外国人受入れを含む「人口政策」を統括する司令塔機能の強化

現在、外国人の受入れに関する政策はもっぱら法務省（出入国在留管理庁）の管轄となっているが、外国人の受入れによる人口比率増加の影響は社会保障制度から経済政策まで多岐にわたり、出入国在留管理という側面だけで統括できるものではない。我が党は本年2月の予算委員会においても、こうした縦割り行政の弊害を指摘し、司令塔機能の必要性を提言してきた。

また、各省庁間の横の連携、国・都道府県・市区町村という縦の連携のいずれも不十分である。法務省が出入国在留管理、厚生労働省が労働・社会保険、文部科学省が教育、総務省が地方行政、経済産業省が高度人材を含む産業人材の受入れをそれぞれ所管しているが、統一的な政策運営ができていない。さらに、政策決定を行う国と実際に外国人住民に対応する地方自治体との間で情報共有や支援体制が不足し、特に基礎自治体が対応に苦慮している。

このたび、政府において「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置されたことは一歩前進として評価できるが、重要なのはこれを実効性のある組織として継続性を持って機能させることである。同推進室は単に省庁横断的な問題解決の潤滑油としての役割にとどまらず、外国人比率の数値目標を含む包括的な人口戦略の策定という、より本質的な課題に取り組むべきである。縦割りを廃し、外国人の受入れを戦略的にどのように行っていくか、正確なデータや事例をもとに検証し、明確なロードマップを描き、前述の数値目標・基本方針を設定することこそが、真の司令塔機能として求められている。

第3章：外国人政策担当大臣の新設

外国人政策は現代の政治において最大の課題の一つであり、諸外国でも外国人政策が成功している例はほとんどない。日本が欧州のような社会の分断と政治の混乱を避けるためには、政府として強力なコミットメントを示す必要がある。

そこで、外国人政策を専門的に統括する「外国人政策担当大臣」を新設することを提言する。この担当大臣は、現在の「外国人との秩序ある共生社会推進室」を発展的に改組した組織を所管し、外国人受入れの総量管理から社会統合政策まで、外国人政策全般を一元的に統括する権限を持つべきである。

この担当大臣の下に、各省庁からの出向者と民間専門家で構成される強力な事務局を設置し、外国人政策を一元的に推進する体制を構築するべきである。日本独自の受入れモデルを構築し、国際社会に範を示すためにも、政治的リーダーシップの明確化が不可欠である。

第2部：国家戦略に基づく外国人政策の整備—ミクロの問題対処—

第1章：違法行為への対応と制度基盤強化

(1) 出入国在留管理庁の人員体制強化と専門性向上

現在、出入国在留管理庁は深刻な人材不足に直面しており、増加する外国人入国者・在留者に対して十分な審査・管理体制を敷けていない状況にある。特に難民等認定申請の審査においては、コロナ禍にあった時期と比べ、申請数の急増に対して入国審査官・難民調査官の数が絶対的に不足しており、一件あたりの審査に極めて長い時間を要している。また、複雑化・多様化する入管業務に対応するための専門的知識や語学力を持った職員の育成も追いついておらず、的確な入国・在留審査や不正事案の発見等が困難になっている。

そこで、出入国在留管理庁の抜本的な体制強化を図るため、入国審査官・入国警備官を含む専門職員の大幅増員と処遇改善を実施するべきである。同時に、外国人関連法制や国際情勢に精通した民間専門家や法曹関係者の積極的な登用、キャリアパスの多様化による組織の活性化を通じて職員の専門性向上を図るべきである。特に難民等認定審査については、難民調査官の更なる集中配置と審査基準の明確化・標準化を進め、適正かつ効率的な審査プロセスを確立するべきである。政府も2030年までに平均処理期間を6か月以内とする目標を掲げているが、単なる数値目標ではなく、真に保護すべき難民を迅速に守る仕組みと、制度濫用の防止を両立させることが不可欠である。また、先端技術を活用した出入国・在留管理システムの高度化や、データ分析技術の導入による審査業務の質的向上と効率化を推進し、限られた人的リソースで最大の効果を発揮できる体制を構築するべきである。さらに、地方出入国在留管理局の人員配置の最適化と権限強化を図り、全国各地での一貫性のある対応を実現するべきである。加えて、関係省庁や自治体との情報共有体制を整備し、横断的な連携による総合的な出入国在留管理体制を確立するべきである。これらの施策により、厳格な出入国在留管理と円滑な外国人受入れの両立を図ることを提言する。

(2) 不法滞在者の確実な出国確保と強制送還体制の構築

現行の入管法では、在留期限が経過した外国人や一定の事由により在留資格取消処分を受けた外国人等の不法滞在者に対する退去強制手続が定められている。しかし実際には、退去強制令書が発付されているにもかかわらず、「送還忌避者」による難民認定申請の繰り返し、送還先国による受入拒否などにより、長期間にわたり送還できない事例が多発している。2023年に入管法が改正され、送還回避目的の難民等認定申請者等に対する送還停止効に一定の制限が設けられたが、依然として2024年末現在、2400人以上の被退去強制令書発付者が仮放免により国内に滞在したままであり、制度の実効性に課題がある。

そこで、在留資格取消後や不法滞在発覚時における迅速な退去強制手続の執行、送還先国との外交交渉の強化、悪質な送還忌避者に対する罰則の新設など、実効性ある強制送還体制を構築するべきである。また、送還までの間の収容施設の拡充と適切な管理運営を行うとともに、送還費用の本人負担や雇用主への求償制度を強化することを提言する。

(3) 偽装滞在・不法滞在・「移民ビジネス」への厳格な取締り強化

近年、偽装結婚や偽装留学、偽装技能実習などにより不正に在留資格の許可を受けることや不法残留が増加してい

る。特に、日本語学校や専門学校、技能実習制度を悪用した「移民ビジネス」が横行し、本来の制度趣旨から逸脱した外国人の流入を招いている。このような事態は、正規の手続きを経て入国・在留する外国人との公平性を損ない、また労働市場の歪みや地域社会における問題を引き起こしている。2023年には入管法違反で退去強制手続が執られた外国人は前年から大幅に増加し、1万8,000人を超える事態となっている。さらに、特定技能制度においても、約1万500機関が存在する登録支援機関の一部が、外国人労働者を資格外就労させるなどの不正行為に関与する事案が発生している。現行の登録制では、技能実習制度の監理団体と異なり定期的な実地検査等の監督体制が不十分であり、制度の悪用を防げていない。

そこで、偽装滞在や不法滞在に対する取締りを強化するため、出入国在留管理庁の人員・予算の拡充、関係省庁・自治体・警察との情報共有体制の構築、最新技術を活用した出入国・在留管理システムの高度化を図るべきである。また、偽装結婚や偽装留学の斡旋など「移民ビジネス」を行う悪質な仲介業者・団体に対する監視体制を強化し、罰則を厳格化すべきである。さらに、偽装滞在が発覚した場合の退去強制手続の迅速化と再入国禁止期間の延長など、不正行為の抑止力となる実効的な対策を講じることを提言する。くわえて、特定技能制度における登録支援機関については、監督体制を抜本的に強化すべきである。具体的には、登録要件の厳格化、定期的な活動実績報告の義務化、立入検査権限の強化、不正行為に対する登録取消要件の明確化と罰則の強化を実施し、将来的には許可制への移行も検討することを提言する。

(4) 外国人犯罪対策と治安・法秩序の維持

近年、不法滞在者や偽装滞在者による犯罪事例が社会問題となっており、特に組織的な窃盗団や犯罪グループによる事件が各地で発生している。これらの外国人犯罪には、住居侵入、窃盗、詐欺、薬物犯罪、偽造、さらには組織的な犯罪ネットワークに関わるものまで多岐にわたる。一部地域では外国人集住地域における治安悪化に対する住民の不安も高まっている。また、国際犯罪組織との連携による国境を越えた犯罪の増加も懸念される状況である。

そこで、警察と出入国在留管理庁の連携強化、情報共有体制の構築、専門の外国人犯罪捜査班の設置など、外国人犯罪の取締体制を抜本的に強化すべきである。また、生体認証を活用した出入国在留管理の高度化、犯罪歴のある外国人の入国審査厳格化とデータベース構築、国際的な犯罪者情報の共有体制を整備すべきである。さらに、犯罪行為により退去強制手続が執られた外国人に対しては、即時退去や再入国禁止期間の延長など厳格な措置を講じるとともに、特に悪質な犯罪を行った外国人については罪状の確定後、速やかに送還する体制を構築することを提言する。

(5) 難民等認定制度の厳格化と真の人道支援の強化

近年、経済的理由による移住目的で難民等認定申請制度を悪用する「偽装難民」の存在により、真に保護を必要とする難民等の審査が遅延する事態が生じている。

そこで、「偽装難民」と疑われる申請が多い結果として実際に難民等認定される比率が低い現状に鑑み、難民等認定制度を抜本的に改革し、国際条約の趣旨に基づく真の難民等の迅速な保護と、厳格な制度悪用の防止措置を両立させることを提言する。具体的には、審査の初期段階での振り分け強化、明らかに難民該当性のない申請の早期処分、難民調査官の専門性向上や増員、第三国定住の積極的活用などを進めるべきである。

(6) 国籍取得審査の厳格化と帰化取消制度の創設

日本国籍は将来にわたり日本社会の構成員として責任を持つことを意味する重要な法的地位である。しかし現行制度には重大な矛盾が存在する。永住許可には原則 10 年以上の継続的な日本居住が必要とされる一方、帰化については僅か 5 年の居住で申請が可能となっている。つまり、より重い法的地位である国籍の方が、永住許可よりも取得要件が緩いという逆転現象が生じている。

さらに、現行の国籍法には帰化許可後に重大な虚偽申請や反社会的行為が発覚した場合でも、国籍を取り消す規定が存在しない。これにより、帰化審査を虚偽申請によってすり抜けて日本国籍を取得するケースが見られる。また、帰化申請の増加により実質的な審査が形骸化するリスクもある。政府も永住許可と帰化制度の要件の差異を課題と認識しているが、対応は制度連携の域にとどまっており、根本的な是正には至っていない。

そこで、まず帰化の居住要件を永住許可と同等以上に厳格化することを提言する。そのうえで、帰化申請時の厳格な調査と、日本語能力や社会参加の態様に関する客観的評価制度を導入するとともに、帰化後一定期間内（例えば 10 年間）に重大な虚偽申告が発覚した場合や、テロ行為・国家反逆罪などの反社会的行為があった場合に限り、司法審査を経て帰化を取り消すことができる制度を創設することを提言する。同時に、健全で適正な帰化を望む永住外国人に対しては手続の合理化と明確化を進め、真に日本社会に貢献する人材の受入れを促進するべきである。

(7) 査証発給審査の厳格化と日本版 ESTA 早期導入

現行の査証（ビザ）審査体制は、外務省が友好関係を重視するあまり、国益の観点からの厳格な審査が不十分である。特に、査証免除国からの入国者による不法滞在や犯罪事例が増加している中、水際対策の強化が急務である。

そこで、在外公館における査証発給審査基準を国益優先の観点から見直し、申請者の経済状況、渡航目的、過去の入国歴等を厳格に審査する体制を構築するべきである。また、政府が 2028 年導入を目指している日本版 ESTA（電子渡航認証システム）について、2026 年までの前倒し導入を実現し、査証免除国からの入国者についても事前審査を徹底することを提言する。

第2章：制度の誤用・濫用・悪用への対応

(1) 社会保険料未納・医療費未払いの実態調査ならびに厳格対応

外国人による多額の社会保険料の未納及び医療費の未払いがあると想定されているが、国全体ではその全容は把握されていない。厚生労働省の調査によれば、集計を行った約 150 自治体における外国人の国民健康保険料の収納率は 63%であったとのことである（なお、同じ約 150 自治体の日本人も含めた全体の収納率は 93%である）。また、自治体が独自に行った調査によると、東京都板橋区では外国人による国民健康保険の滞納世帯率は 44.8%となっており、東京都新宿区においても単身外国人世帯と世帯主が外国人の世帯では、賦課額約 20 億円に対し納付額は約 8 億 7000 万円にとどまり、納付率はわずか 44%程度であるとみられている。さらに、専門家の試算によれば、外国人の財政への貢献は平均 129 万円である一方、財政からの受益は 171 万円となり、差し引き 42 万円の財政赤字となっているとの指摘もある。

政府は一部の自治体で済ませている現状の調査にとどまることなく、外国人の国民保険料の滞納情報等を把握するシステム改修を行うなどをして、外国人の国民健康保険料の未納及び医療費の未払いに関する精緻な実態調査を早急に

行い、また日本への３ヶ月以上の滞在で社会保険制度の対象となる現行制度についても、適切な見直しを講じるべきである。そのうえで、在留外国人の在留審査時に、保険料の納付状況を確認する体制を取ることを提言する。

(2) 帰国後も含めた不正給付防止のための追跡体制整備

現行制度では、帰国した外国人に対する公的給付の不正受給防止策が不十分であり、特に児童手当や高額医療費助成などの給付金について、帰国後も継続して支給されるケースが発生している。また、外国で出産した子どもに対する出産育児一時金の不正請求、帰国後も国民健康保険証を不正利用する事例なども報告されている。こうした状況が続けば、社会保障制度の健全性が損なわれるだけでなく、日本国民の社会保障に対する信頼も大きく損なわれかねない。

そこで、マイナンバーと在留カードを連携させた外国人の出入国・在留状況の一元的管理システムを構築し、帰国した外国人への給付を自動的に停止する仕組みを導入するべきである。また、自治体と出入国在留管理庁の情報共有体制を強化し、在留資格喪失後の給付金支給防止を徹底するべきである。さらに、社会保障給付に関して、外国人の帰国後も追跡可能な国際的な連携体制を構築し、日本と相手国との間で社会保障協定の締結を促進するとともに、不正受給が判明した場合の返還請求や入国制限など、実効性ある罰則を整備するべきである。これにより、公的給付の適正化と財政負担の軽減を図ることを提言する。

(3) 医療費窓口負担未払い、生活保護制度適用及び高額療養費制度適用への厳格対応

昨年厚労省が発表した「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査 結果報告書」によると、在留外国人の総未払い金額は約３億１９００万円に達しており、医療機関の経営に無視できない影響を与えている。この厚労省の調査以上に未払いが生じているとの指摘もあり、さらなる精査とその対策が急務になっている。

また、生活保護法に基づく生活保護制度は、「全て国民に対して」生活扶助及び医療扶助を実施することとなっている。しかし、実態として、政府は厚生省社会局長通知（昭和２９年）に基づき、「人道上の観点から」という理由で、生活に困窮する外国人に対しても行政措置として生活保護を支給している。その上、政府は、外国人の生活保護受給者数及び受給率を把握していない。国民に限定された施策にもかかわらず、その法の趣旨を逸脱して国民でない者に支給していることは、国民にとって許容しがたい状況である。

さらに、高額療養費制度についても、外国人が日本で会社を作って在留資格「経営・管理」を取得し、高額医療へ安価にアクセスするという不適切利用が指摘されているところである。政府も２０２５年中に当該在留資格の資本金に関する要件を見直すことを予定しているが、制度悪用防止にはなお不十分であり、未払いへの厳格対応と併せた抜本改革が必要である。

そこで、外国人観光客に対する海外旅行保険への加入の義務付けや、生活保護制度については法の本来の趣旨に立ち返り日本国民を対象とすることを原則とし、外国人への適用は永住者等に限定した上で納税実績や在留期間等の要件を厳格化すること、高額療養費制度の対象の厳格化を早急に講ずることを提言する。

(4) 給付金などの支給対象の厳格化

コロナ禍や物価高対策で行われた「特別給付金」は、国籍要件がなく外国人も支給対象とされたが、来日初年度の外国人は本国での前年の所得が日本での課税対象にならないことから、すべての人が住民税非課税となり、たとえ富裕層でも支給対象となる。日本では納税をしていない外国人が、住民の権利として給付金は受け取ることに對して疑問の声は大きい。また出産した人に公的医療保険から支払われる「出産育児一時金」は、外国で出産する外国人までその支給対

象となることから、実態確認が困難で悪用される可能性が指摘されている。

各種の支給金については滞在 1 年以上を条件とする、少子化対策が主眼である出産育児一時金は対象を日本国籍所持者に限定するなど、厳格な措置を講ずるべきである。

(5) 留学生への奨学金制度の適正化

博士課程支援制度「次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING)」において、受給者約 1 万人のうち約 4 割を外国人留学生が占め、かつ中国人留学生が全体の約 3 割を占めていることが本年 3 月に国会で明らかになった。年間最大 290 万円の返済不要の支援について、国民から様々な意見が寄せられている。

この状況を受け、文部科学省が本年 6 月に生活費相当の研究奨励費を日本人学生に限定する見直し案を示したことは、日本人学生への支援を明確化するものとして評価できる。

一方、国費留学生 (留学生全体の 2.8%) には月額 11 万 7000 円～14 万 5000 円が支給されている。経済的理由で進学を断念する日本人学生が存在する中、この格差について国民の理解を得られる適正な水準を検討する必要がある。さらに、現行制度では奨学金受給留学生の卒業後の動向把握が不十分であり、特定国籍への偏重、安全保障上の懸念分野での無制限な受入れなど、戦略性に欠ける運用となっている。

そこで、以下の改革を提言する。第一に、学部・修士課程における留学生への給付型奨学金は、卒業後の日本での就労を条件とする「契約型奨学金」に転換する。第二に、博士課程については分野別の戦略的配分を行い、安全保障上懸念のある分野は特定国からの留学生を除外する。第三に、特定国からの受給者が全体の 3 割を超えないよう上限を設定する。第四に、奨学金受給留学生の卒業後 5 年間の進路追跡調査を義務化し、日本への貢献度を検証・公表する。

なお、留学生への経済支援を削減した場合、違法就労や不法滞在が増加するとの懸念が指摘されることがある。この点については、単純な削減ではなく、学業成績と連動した条件付き支給、留学ビザ発給時の経済要件の見直し、雇用主への罰則強化による就労時間管理の徹底など、総合的な対策と併せて検討する必要がある。重要なのは、真に学業に専念する留学生への支援を維持しつつ、制度の悪用を防止する仕組みの構築である。

これらの措置により、日本人学生の教育機会を確保しつつ、真に日本の国益に資する留学生支援制度を構築することを提言する。

(6) 外国人児童の教育機会確保と公教育制度の適正化

外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒数は 2021 年度時点で約 5 万 8,000 人 (日本国籍約 1 万人・外国籍約 4 万 8,000 人) に達し、年々増加傾向にある。しかし、これらの児童生徒に対する公立学校での日本語指導体制は十分とは言えず、特に小規模自治体では対応に苦慮している実態がある。また近年では、日本の学校に在籍しながら日本語がほとんどできない状態で進級・卒業する「学びの空洞化」や、外国人学校に通いながらも日本社会との接点を持たない「言語的孤立」の問題も生じている。さらに、ウィークリーマンションに住民票を置いて学区内の公立学校へ通う外国人児童が都市部で増加するなど、公教育制度の趣旨に反する事例も報告されている。

そこで、学齢期の外国人子女に対する公立学校入学前の言語習得学校 (プレスクール) 制度を創設し、「JSL (第二言語としての日本語) カリキュラム」の導入と専門教員の配置を進めることを提言する。併せて、外国人児童生徒への支援員が圧倒的に不足していること、また英語圏以外の多様な言語への対応が必要であることに鑑み、国による支援員の大幅増員、都道府県・市町村が独自に支援員を配置する場合の財政支援、多言語対応人材の育成プログラムの充実など、抜本的な体制強化を図るべきである。また、学齢期の子どもがいる世帯の住民登録の適正化や、学校への編入学

時における入念な実態確認など、公教育制度が適切に機能するための対策を講じるべきである。同時に、外国につながる子どもたちへの進路指導や職業教育を充実させ、将来的には外国人を日本社会に受け入れる際の弊害を最小化できるよう、支援を行うべきである。

なお、教育無償化制度については、原則として日本国籍保有者を対象とすることとし、外国人については納税実績等を考慮した段階的な適用を検討するべきである。

第3章：社会統合を重視した外国人の受入れ

(1) 外国人集住地域の適正化と地域コミュニティ支援

全国的に外国人が特定地域に集中して居住する傾向が強まっており、一部では外国人人口が地域住民の過半数を占めるまでに至っている。日系人を中心とした集住地域では、長年の取組により比較的安定した共生が実現している事例がある一方、特定の民族が急速に集住した地域では、ゴミ出しや騒音などの生活習慣の違いによるトラブル、自治会活動への不参加、言語の壁によるコミュニケーション不足を原因とした地域住民との分断などの問題が生じている。また、特定民族の集住地域が固定化することで母国の文化圏が形成され、日本社会との接点が少ない閉鎖的なコミュニティとなるリスクも指摘されている。

これらの課題に対応するため、民族や文化的背景により社会統合のアプローチは異なることを踏まえ、それぞれの特性に応じた統合政策を検討するべきである。具体的には、特定民族の過度な集中を防ぐ住宅政策の検討や、集住地域における多言語による行政サービスと生活ルールの周知徹底を図ることを提言する。また、外国人と日本人の交流を促進するための自治会活動支援や、外国人コミュニティのリーダーを育成するなど日本社会との橋渡し役となる人材の発掘・育成を進めるべきである。さらに、外国人が集住する団地や地域での防災訓練や文化交流イベントなど、共同作業を通じた相互理解の場を創出することで、地域社会の分断を防ぎ、外国人が日本社会にスムーズに参加できる環境を整備するべきである。これらの施策を実効性あるものとするため、政府は自治体への十分な財政支援を含む予算措置を講じるべきである。なお、自治体における社会統合の成功事例については、その要因を分析し、他地域の参考とすることも重要である。

(2) 外国人の日本語能力及び日本社会への理解の促進

在留外国人の日本語能力の不足は、就労機会の制限、医療や行政サービスへのアクセス困難、地域社会での孤立など、様々な社会問題の原因となっている。総務省の調査によれば、企業や大学で働く外国人の90%以上が生活環境の改善に「公的支援が必要」と回答しており、特に「英語や母国語でも通える病院の拡大や情報提供」や「行政サービスの多言語化の推進」などへの要望が高い。また、年金保険料の督促状など行政文書の多くが日本語のみで提供されているため、制度理解が進まないという課題も指摘されている。

そこで、在留資格に係る各種手続時における日本語能力の評価基準を明確化し、在留期間や就労内容に応じた段階的な日本語能力の習得を義務付けるべきである。さらに、日本の法制度、健康保険や年金などの社会保障制度、防災知識、生活習慣などについての基礎教育プログラムを開発し、外国人の日本社会への理解と適応を支援するべきである。これらの施策を通じて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動ができるよう促進することを提言する。

(3) 外国人労働者受入企業の責任明確化と罰則強化

現在、外国人労働者を雇用する企業の中には、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令を遵守せず、過重労働や賃金不払い、社会保険未加入などの問題を引き起こしている事例が散見されてきた。また、技能実習生の受入に際し、本来の技能修得・移転という制度趣旨を無視し、単なる安価な労働力として扱うケースも多い。このような状況は、外国人労働者の権利侵害のみならず、日本の国際的信用や適正な労働市場の形成を阻害する要因となっている。

そこで、外国人労働者を受け入れる企業に対し、適切な労働環境の整備、同一労働同一賃金の遵守、社会保険加入の徹底、技能実習計画の適正実施などの責任を明確化し、定期的な報告義務を課すとともに、違反事業者への立入調査権限を強化することを提言する。さらに、悪質な違反事業者に対しては、外国人雇用禁止措置や事業停止命令など強力な罰則を適用するとともに、経営者の個人責任を明確化することを提言する。また、帰国時の帰国費用積立制度を義務化し、雇用終了後の適切な帰国を確保する仕組みを構築するべきである。

(4) 外国人観光客に係る財源確保

外国人観光客の急増により、医療費未払いや観光インフラへの負荷等、様々な社会的コストが発生している。現行の国際観光旅客税（出国税）は 1,000 円と諸外国と比較して低水準にとどまっており、これらのコストに対する財源として不十分である。

そこで、国際観光旅客税を 3,000 円程度まで引き上げるとともに、政府が 2028 年導入を目指している日本版 ESTA（電子渡航認証システム）について 2026 年までの前倒し導入を実現し、適切な手数料を設定することを提言する。これらの財源は、外国人受入に伴う社会的コストの補填及び観光インフラの整備に充てるべきである。

第3部：国家安全保障の強化

第1章：外国人・外国資本による土地取得の厳格規制

防衛施設周辺や国境離島、森林・農地をはじめとする土地等が外国人・外国企業に購入され、我が国の安全保障を脅かす事態が生じている。現行の「重要土地等調査法」は、防衛施設周辺と国境離島など限定的な区域のみを対象とし、しかも事後的な利用規制に留まっている。さらに、都市部においては、外国人・外国資本による投機的な不動産取得により住宅価格が高騰し、日本国民の住宅取得が困難になっている地域も存在する。特に東京都心部のマンション等では、居住実態のない外国人投資家による取得が相次ぎ、地域コミュニティの空洞化も懸念されている。

諸外国では、外国人による土地取得そのものを規制する例が多く、米国では対米外国投資委員会（CFIUS）により、豪州では外国投資審査委員会（FIRB）により、国家安全保障に関する外国人不動産取得を事前審査している。

我が国においても、外国人・外国資本による土地等の取得について、国土の総合的な安全保障の確保を図るため、対日外国投資委員会を創設し、事前の許可制を導入した上で、安全保障上重要な区域における土地等の取引の審査・規制を実施するべきである。具体的には、防衛施設周辺、国境離島、原子力発電所等の重要インフラ周辺、森林・農地、港湾・空港周辺など、より広範な区域を対象とし、外国人・外国資本による土地等の取得に対して事前審査を行い、取引内容の変更・不許可とすることができるとともに、取得後の利用・管理について、利用方法の変更・中止の勧告・命令ができる制度を構築するべきである。

また、既に外国人・外国資本が取得している安全保障上重要な土地等については、その利用実態を継続的に監視し、必要に応じて国による買取りや収用を可能とする制度も整備することが、国土を守るために必須である。これにより、国家安全保障と地域社会の保全を確保することを提言する。そのうえで、相互主義の観点から、日本人が土地を取得できない国の国民による日本国内での土地取得は原則として認めないこととするべきである。都市部の投機的取得についても、居住実態のない外国人による不動産取得に対しては、シンガポール型の追加印紙税制度の導入や固定資産税の適正化など、WTO・GATS（サービスの貿易に関する一般協定）等の国際協定との整合性を確保しつつ、税制面での対応を検討するべきである。

第2章：防諜体制の抜本的強化

我が国には、主要先進国では当然とされるスパイ行為を直接処罰する包括的な法律が整備されていない。このため、外国による情報収集活動や産業スパイ、技術流出などに対して極めて脆弱な状態にある。特に、外国人の増加に伴い、外国情報機関による浸透工作のリスクも高まっている。

現行法では、特定秘密保護法（2014年施行）により防衛・外交等の特定秘密の漏洩は処罰されるが、一般的なスパイ活動を直接処罰する包括的な法律は存在しない。2024年には経済秘密保護法（重要経済安保情報保護活用法）が成立し、経済安保分野でのセキュリティクリアランス制度が導入されたものの、外国人による重要技術情報の収集や、日本国内での外国情報機関の活動を包括的に取り締まる法的枠組みは依然として不十分である。

特に、外国人政策との関連では、中国の「国防動員法」（2010年施行）及び「国家情報法」（2017年施行）は、我が国にとって深刻な脅威である。前者は、有事の際、政府及び軍が民間人及び民間施設等を軍事動員できることを定めている。後者は、中国国民に対して中国政府の情報収集活動への協力を義務付ける法律であり、平時にも適用される。両者は、中国国内のみならず、海外在住の中国人をも対象にしている。

我が国における「防諜体制」が依然として未熟である一方、外国人による我が国国内における諜報活動の懸念が増大

していることは明らかである。

したがって、諸外国並みの包括的なスパイ防止法を制定し、外国の利益のためや日本の安全を害する目的で情報収集等を行う行為を処罰対象とすることを提言する。現在は、スパイ活動を行っても窃盗罪など軽微な罪でしか処罰されておらず、実質的に「スパイ天国」と化している。新法では、外国人による重要施設の撮影・測量、防衛関連企業への不正アクセス、重要技術情報の窃取などを厳格に取り締まり、諸外国と同等の罰則を設けることが不可欠である。同時に、我が国のインテリジェンス・コミュニティに属する官庁の機能強化を図らなければならない。

これらの施策により、外国人受入れ拡大時代における防諜体制を確立し、国家の安全と国民の安心を守る体制を構築するべきである。

結び：総括と今後の展望

我が国の出生数は2024年に過去最少の68万人余りを記録した。少子化の進行は政府の想定より15年も早まっており、日本社会はこれまでの前提や計画が通用しない「人口構成の臨界点」に直面している。

そうした中、本提言は、労働人口減少を背景に無秩序に進む外国人受入れがもたらす社会の分断と混乱を防ぎ、日本人と外国人がともに安心して暮らせる秩序ある社会を実現するための具体的な道筋を示すものである。

我々が提示した三つの柱―「マクロの制度設計」による総量管理と戦略的受入れ、「ミクロの問題対処」による現場の課題解決、そして「国家安全保障の強化」―は、いずれも日本社会の持続可能性を確保するために不可欠な要素である。これらの施策を総合的に実施することで、外国人受入れに伴う負の影響を最小化し、真に必要な分野での適正な受入れを可能にする。

特に重要なのは、諸外国の失敗から学ぶことである。ドイツでは外国人比率が16%に達し、極右政党の台頭と社会の分断を招いた。また、財政的分析によれば、外国人受入れは長期的には社会保障負担の増大をもたらす。これらの事実を踏まえ、外国人受入れは真に必要な分野に限定し、持続可能で秩序ある受入れ体制を構築するべきである。

同時に、労働力不足の問題が、安易な外国人受け入れにつながることを防ぐよう、省人化技術の導入、AIやロボティクスの活用、DXによる生産性向上、規制改革による新産業創出、女性・高齢者・障害者の労働参加促進など、国内の潜在力を最大限に引き出す改革を進めなければならない。

労働人口減少という課題の解決は、外国人の流入によってではなく、日本人の出生率の改善、および、人口減少を前提とした社会構造の転換によってなされるべきであり、一方で外国人の受け入れは我が国を経済的・文化的に豊かに発展させる人材の獲得という目線で行われるべきである。

日本の強みを活かした持続可能な国家モデルの構築こそが、次世代に対する我々の責務であり、本提言の実現こそが、人口減少時代における新たな国家運営の道を切り拓く第一歩となる。

政府には、本提言を総合的対応策やロードマップに速やかに反映させることを強く求める。